福県医発第370号（総）
平成16年5月20日

16.5.20

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　竹嶋康弘

フィブリノゲン製剤納入先医療機関名に係る
公表問題について

標記について、日本医師会より別添のとおりまいりましたのでご通知いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　**担当理事　島田昇二郎**

2004-05-20 10:00 宛先-小郡三井 殿 送信元-福岡県医師会 T-947 P.001/011 U-622

（地Ｉ２５Ｆ）

平成１６年５月１４日

都道府県医師会

担　当　理　事　殿

日本医師会常任理事

田　島　知　行

フィブリノゲン製剤納入先医療機関名に係る公表問題について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省が保有しているフィブリノゲン製剤納入先医療機関名等（４６９医療機関分）が記載された行政文書の開示問題につきましては、先日来より情報提供をさせていただいているところであります。

先般、厚生労働省が１３の行政文書の開示を決定したところ、内１２の行政文書について、医療機関名等が記載されている医療機関より開示に対する不服申立てがなされました。そのため、これら１２の行政文書は、行政不服審査法の規定により開示の執行停止がなされることになりました（開示請求者に対して開示が行われる残りの１行政文書は、すでに開示されたものと同じ内容とのことです）。

不服申立がなされた開示対象文書は、情報公開法の規定に基づく情報公開審査会への諮問及びその答申を踏まえ、本年１１、１２月頃に開示が行われる見込みとのことです。

また、以上とは別に、三菱ウェルファーマ社が現在精査し、厚生労働省に提出する予定の納入先医療機関リスト（７００４医療機関分。先の４６９医療機関も含む）については、本年中に公表が行われる見込みであります。

つきましては、取り急ぎ、ファクシミリにて貴会に情報提供いたしますので、ご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

16.5.1
837

2004-05-20　10:00　宛先-小都三井　殿 送信元-福岡県医師会　T-947 P.002/011 U-622

フィブリノゲン製剤納入先医療機関名に係る公表問題について

平成１６年５月１３日

１．開示請求対象となっている４６９医療機関への対応

○ ４６９医療機関名の開示請求について、情報公開審査会の答申を踏まえて４月１６日に開示決定したところ、２７医療機関から開示に対する不服申立てがあった（５月１２日現在）。

○ このため、開示対象文書のうち不服申立てがあった文書（別紙行政文書①～⑬のうち⑧を除いたもの）については、行政不服審査法に基づき、開示の執行停止を行う。これにより、１２つの行政文書に記載された４６９医療機関の名称については５月１３日には開示されないこととなる。

○ 不服申立てのあった開示対象文書については、情報公開法の規定に基づき情報公開審査会に諮問し、同審査会の答申を踏まえて、最終的に開示を行うこととなる。開示時期としては、平成１６年１１、１２月頃になる見込み。

○ 残りの１文書については、５月１３日に開示請求者に対して開示を行う予定（平成１５年２月２４日に開示請求者に対して交付したものと同じ内容のものを開示。）

○ なお、４６９医療機関名の大部分の開示は平成１６年１１、１２月頃になると見込まれ、７００４医療機関の公表の時期と差がないと考えられることから、４６９医療機関名の公表はフィブリノゲン製剤納入先７００４医療機関の公表の中で行う予定。

2004-05-20 10:00 宛先-小都三井 殿 送信元-福岡県医師会 T-947 P.003/011 U-622

2．フィブリノゲン製剤納入先７００４医療機関への対応

○　７００４医療機関名については、現在、三菱ウェルファーマ社が納入先医療機関リストを精査しているところであるが、６月中を目途に、厚生労働省に提出される予定。厚生労働省としては、リストが提出され次第、当該医療機関に対する公表内容の照会等、公表に向けた作業を開始する。

○　７００４医療機関名の公表は、作業の進捗状況にもよるが、遅くとも１６年中には実施できる見込み。

○　７００４医療機関のうち、情報公開審査会の答申で不開示が妥当とされた医療機関（緊急安全性情報が発出された昭和６３年７月以降に新規にフィブリノゲン製剤の納入を開始した医療機関）及び今回の不服申立てで情報公開審査会が不開示が妥当と判断した場合には当該医療機関を除いて、公表を行う。

○　公表内容は、医療機関名、所在地、連絡先のほか、医療機関側コメント（必要に応じて記載。カルテなし、患者全員に告知済み等）を予定。

2004-05-20　10:01　宛先-小都三井　　厚 送信元-福岡県医師会　　T-947 P.004/011 U-622

2004-05-20 10:01 宛先-小郡三井 殿 送信元-福岡県医師会 T-947 P.005/011 U-622

（参考）フィブリノゲン製剤納入医療機関名に係る行政文書

開示対象文書	2/20答申により開示すべきとされた対象医療機関数	不服申立て数	執行停止の有無	三菱ウェルファーマ社報告書
				〈H14.7.16付け報告書関係〉
①『顧客の声』報告書	1	1	執行停止	資料2-(1)-1
② 医薬品等副作用報告書	2	2	執行停止	資料2-(2)-2
③『顧客の声』報告書	1	1	執行停止	資料2-(2)-3
④ 医薬品等副作用報告書	2	2	執行停止	資料2-(2)-4
⑤ フィブリノゲン肝炎調査厚生省中間報告の件	3	3	執行停止	資料2-(2)-5
⑥ 2/27付緊急業務連絡にもとづく報告等	4	2	執行停止	資料2-(2)-7
⑦ フィブリノゲンの副作用に関して厚生省よりの指導	2	2	執行停止	資料2-(2)-8
				〈H14.8.19付け報告書関係〉
⑧ 副作用・感染症評価確認書等	0	0	5/13開示	資料2-(1)-3
⑨ 医薬品等副作用報告書	2	2	執行停止	資料2-(1)-4
⑩ フィブリノゲンーミドリについて打ち合せたこと	1	1	執行停止	資料2-(1)-5
⑪ フィブリノゲンーHT肝炎発症の件	2	2	執行停止	資料2-(1)-14
⑫ フィブリノゲンのロット番号に関する文書	1	1	執行停止	資料2-(2)-4
⑬ フィブリノゲンHT使用症例調査を再度徹底のこと	460	20	執行停止	資料2-(2)-7
	469	27		

（注）開示対象文書①～⑫の開示対象医療機関数には重複するものを含む。

7004医療機関関係

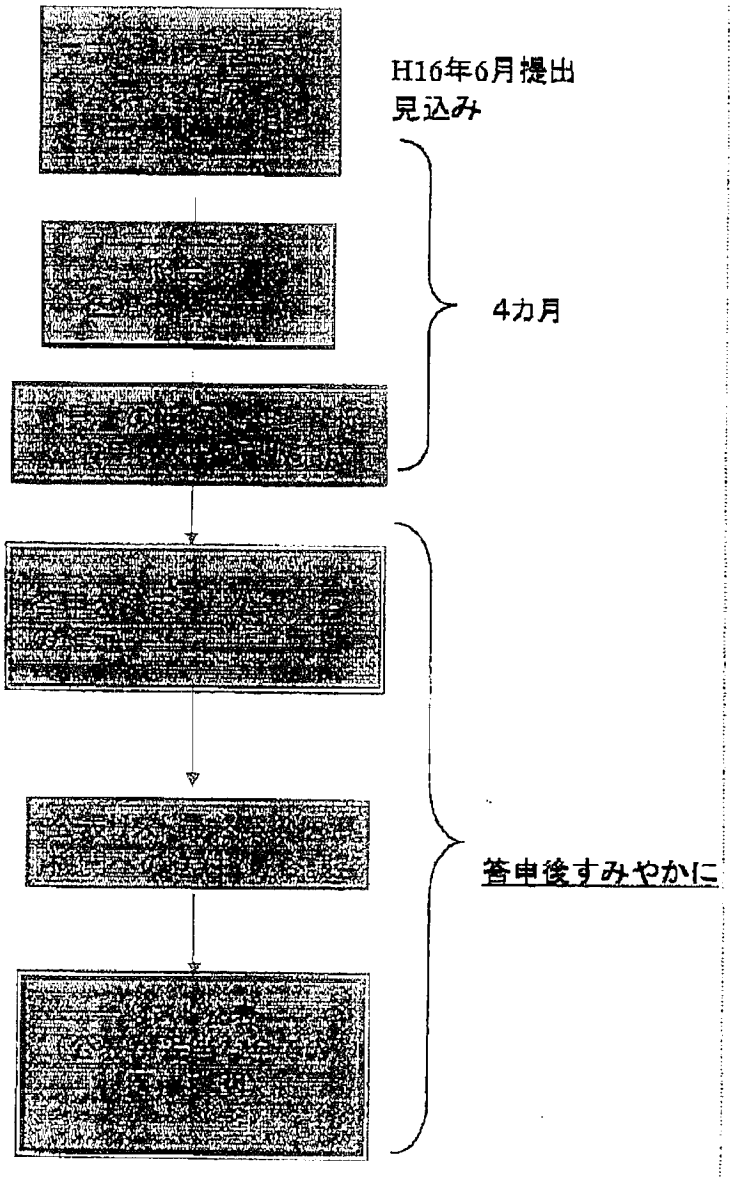

H15年11月～H16.12月頃公表

（参考）

469医療機関名
開示請求関係

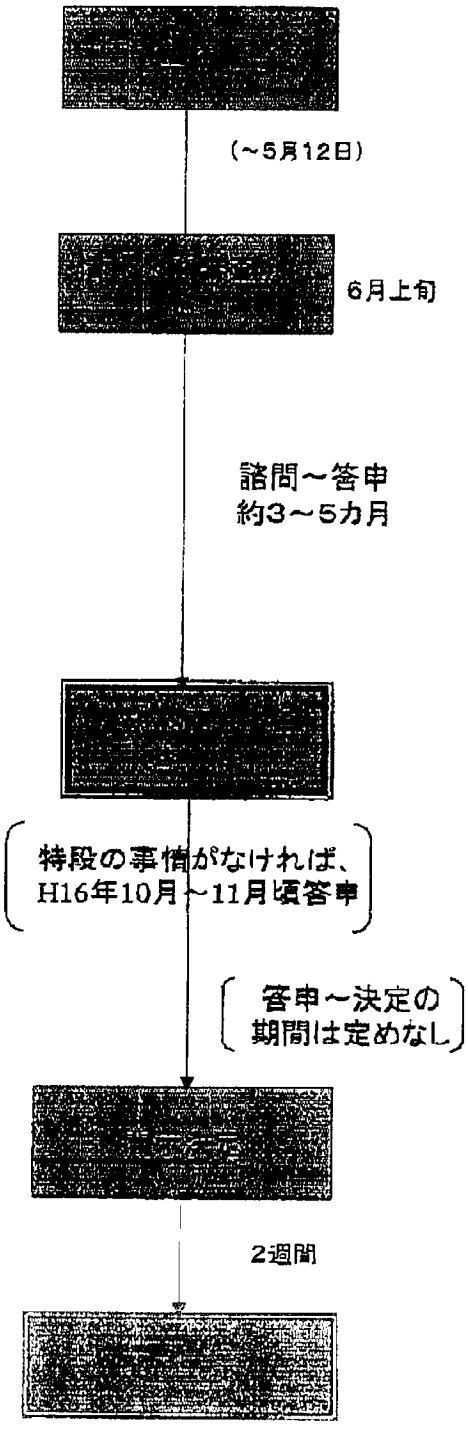

H16年11月～H16.12月頃開示

平成１６年５月１３日

医療機関の長　各位

厚生労働省医薬食品局総務課
医薬情報室

フィブリノゲン製剤納入医療機関名等の開示請求に係る質疑応答集について

先般、貴医療機関に対しまして、平成１６年４月１６日付けで「情報公開法に基づく開示決定通知について」を送付いたしましたが、当該文書に同封いたしました「フィブリノゲン製剤納入医療機関名等の開示請求に係る質疑応答集」のうち、質問７の回答に一部説明が十分でない点があったため、質問７につきまして、別紙文書に差替えをお願いいたします。

また、ご不明な点がございましたら、遠慮なく、下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先：厚生労働省医薬食品局総務課医薬情報室
電話番号　０３（５２５３）１１１１
内線　２７２３，２７２６

2004-05-20　10:03　宛先-小郡三井　殿 送信元-福岡県医師会　T-947 P.007/011 U-622

質問７　フィブリノゲン製剤の投与を受けた方が肝炎検査を希望された場合、その検査費用は誰が負担するのでしょうか？国で補助する制度があるのでしょうか？

厚生労働省では、平成１４年度から「Ｃ型肝炎等緊急総合対策」を立ち上げ、フィブリノゲン製剤に限らず、最も大きな感染原因と呼ばれる輸血も含め、幅広い対象者に対して検査を呼び掛けています。

保健所等において検査を安く受けられるよう、体制を整備しておりますので、**フィブリノゲン製剤の投与を受けた方が肝炎検査を希望された場合についても、これらの仕組みを活用していただきたい**と考えています。

なお、これらの仕組みを活用せずに、**医療機関において肝炎検査を行う場合は、一般的には医療保険が適用となりますが、症状が全くない場合などは自由診療となり、肝炎検査を受けた御本人がその費用を負担することになります。**

また、保健所等による肝炎検査につきましては、実施状況、自己負担額は、都道府県、市町村により異なり、必ずしも下記のとおりではありませんので、元患者の方等からお尋ねがありましたら、＜参考＞に記載した問い合わせ先に確認されるようお伝えください。

（参考）

肝炎検査における自己負担について

１　保健所におけるウイルス性肝炎検査事業

（１）保健所で性感染症検査、ＨＩＶ検査を受けた者のうち、４０歳以上の希望者

（Ｂ型・Ｃ型）　国が１／２補助
（Ｂ型のみ）　国が１／２補助
（Ｃ型のみ）　国が１／２補助

（２）上記（１）以外の者

無料の地域もあるが、１０００円前後若しくは数千円の検査料を徴収する地域もある。

＊１問い合わせ先：お住まいの地域を管轄する保健所

2004-05-20　10:03　宛先-小郡三井　殿 送信元-福岡県医師会　T-947 P.008/011 U-622

2　老人保健事業の肝炎ウイルス検診

（1）医療機関における節目検診

（B型・C型）１２００円程度

（B型のみ）　６００円程度

（C型のみ）　１１００円程度

（2）集団健診における節目検診

（B型・C型）　７００円程度

（B型のみ）　１００円程度

（C型のみ）　７００円程度

（3）節目外検診

（B型・C型）１８００円程度

（B型のみ）　１２００円程度

（C型のみ）　１７００円程度

＊１自己負担以外の部分を国、自治体でそれぞれ負担している。

＊２問い合わせ先：お住まいの市町村の老人保健事業担当課

3　政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診事業

○一般検診の受診者で、３５歳以降５歳間隔又は肝炎感染ハイリスク者

検査費用２，４９９円（うち受診者負担７５０円）

＊１問い合わせ先：お勤めの会社住所地の（財）社会保険健康事業財団都道府県支部

2004-05-20　10:03　宛先-小郡三井　殿 送信元-福岡県医師会　T-947 P.009/011 U-622

参考

修正前文書	修正後文書
質問７　フィブリノゲン製剤の投与を受けた方が肝炎検査を希望された場合、その検査費用は誰が負担するのでしょうか？国で補助する制度があるのでしょうか？	**質問７　フィブリノゲン製剤の投与を受けた方が肝炎検査を希望された場合、その検査費用は誰が負担するのでしょうか？国で補助する制度があるのでしょうか？**
厚生労働省では、平成１４年度から「Ｃ型肝炎等緊急総合対策」を立ち上げ、フィブリノゲン製剤に限らず、最も大きな感染原因と呼ばれる輸血も含め、幅広い対象者に対して検査を呼び掛けています。 **保健所等において検査を安く受けられるよう、体制を整備**しておりますので、**フィブリノゲン製剤の投与を受けた方が肝炎検査を希望された場合についても、これらの仕組みを活用していただきたい**と考えています。 なお、これらの仕組みを活用せずに、**医療機関において肝炎検査を行う場合は、一般的には医療保険が適用となりますが、症状が全くない場合などは自由診療となり、肝炎検査を受けた御本人がその費用を負担することになります。元患者の方等からお尋ねがありましたら、その旨御留意ください。**	厚生労働省では、平成１４年度から「Ｃ型肝炎等緊急総合対策」を立ち上げ、フィブリノゲン製剤に限らず、最も大きな感染原因と呼ばれる輸血も含め、幅広い対象者に対して検査を呼び掛けています。 **保健所等において検査を安く受けられるよう、体制を整備**しておりますので、**フィブリノゲン製剤の投与を受けた方が肝炎検査を希望された場合についても、これらの仕組みを活用していただきたい**と考えています。 なお、これらの仕組みを活用せずに、**医療機関において肝炎検査を行う場合は、一般的には医療保険が適用となりますが、症状が全くない場合などは自由診療となり、肝炎検査を受けた御本人がその費用を負担することになります。** また、保健所等による肝炎検査につきましては、実施状況、自己負担額は、都道府県、市町村により異なり、必ずしも下記のとおりではありませんので、元患者の方等からお尋ねがありましたら、＜参考＞に記載した問い合わせ先に確認されるようお伝えください。
（参考） 肝炎検査における自己負担について １　保健所におけるウイルス性肝炎検査事業 （１）保健所で性感染症検査、ＨＩＶ検査を受けた者のうち、４０歳以上の希望者 （Ｂ型・Ｃ型）　無料 （Ｂ型のみ）　無料 （Ｃ型のみ）　無料 ※　国と自治体で半額ずつ負担している。	（参考） 肝炎検査における自己負担について １　保健所におけるウイルス性肝炎検査事業 （１）保健所で性感染症検査、ＨＩＶ検査を受けた者のうち、４０歳以上の希望者 （Ｂ型・Ｃ型）　国が１／２補助 （Ｂ型のみ）　国が１／２補助 （Ｃ型のみ）　国が１／２補助

2004-05-20　10:04　宛先-小都三井　殿 送信元-福岡県医師会　T-947 P.010/011 U-622

（2）上記（1）以外の者 自治体によって受診者負担額が異なる。無料の地域もあるが、１０００円前後若しくは数千円の検査料を徴収する地域もある。	（2）上記（1）以外の者 無料の地域もあるが、１０００円前後若しくは数千円の検査料を徴収する地域もある。 ＊１問い合わせ先：お住まいの地域を管轄する保健所
2　老人保健事業の肝炎ウイルス検診 （1）医療機関における節目検診 （B型・C型）１２００円程度 （B型のみ）　６００円程度 （C型のみ）　１１００円程度 （2）集団健診における節目検診 （B型・C型）　７００円程度 （B型のみ）　１００円程度 （C型のみ）　７００円程度 （3）節目外検診 （B型・C型）１８００円程度 （B型のみ）　１２００円程度 （C型のみ）　１７００円程度 ＊１自己負担以外の部分を国、自治体でそれぞれ負担している。 ＊２自己負担額は、国が定めた国庫補助に当たっての基準（目安）であり各市町村により異なる。	2　老人保健事業の肝炎ウイルス検診 （1）医療機関における節目検診 （B型・C型）１２００円程度 （B型のみ）　６００円程度 （C型のみ）　１１００円程度 （2）集団健診における節目検診 （B型・C型）　７００円程度 （B型のみ）　１００円程度 （C型のみ）　７００円程度 （3）節目外検診 （B型・C型）１８００円程度 （B型のみ）　１２００円程度 （C型のみ）　１７００円程度 ＊１自己負担以外の部分を国、自治体でそれぞれ負担している。 ＊２問い合わせ先：お住まいの市町村の老人保健事業担当課
3　政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診事業 ○３５歳以降５歳間隔又は肝炎感染ハイリスク者 検査費用２，４９９円（うち受診者負担７５０円）	3　政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診事業 ○一般検診の受診者で、３５歳以降５歳間隔又は肝炎感染ハイリスク者 検査費用２．４９９円（うち受診者負担７５０円） ＊１問い合わせ先：お勤めの会社住所地の（財）社会保険健康事業財団都道府県支部

2004-05-20　10:04　発先-小都三井　殿 送信元-福岡県医師会　T-947 P.011/011 U-622